項番	質問対象	条項、別紙	質問内容	回答
1	入札公告	2 入札参加資格	入札公告兼入札説明書　4 入札参加資格の確認等 ・「2　入札参加資格」の(4)の認定状況を証明する書類について 文科省・環境省・経産省の3省連名で、令和8年6月12日付け事務連絡『GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について（注意喚起）』が発出されており、国の方針に沿った確実な対応が自治体・認定事業者ともに求められていると認識しています。 この注意喚起を踏まえ、以下質問いたします。 上記の注意喚起では「認定内容に基づいた対応」が求められています。そのため、以下5点の認定内容を全て満たす事業者が受託できると捉えており、そうでない事業者の場合は受託要件なしとして契約できない、または、契約取り消しになると考えていますが相違ありませんでしょうか？ 万一、上記認識に相違がある場合、そのような要件でも可とした判断根拠について明示をお願いします。 ＜受託要件＞ ①大臣認定を受けている事業者であること ②当該認定における『収集区域』に本件対象の都道府県が含まれること ③別紙2 直接回収の許可を取得していること ④別紙6 再使用許可を取得していること ⑤上記①～④について、本入札参加日時点で国からの認定を取得していると	ご質問の受託要件に相違ありません。
2	仕様書	3　業務内容	「前橋市学習者用iPad（使用済GIGAスクール端末等）の売却仕様書」の「3業務内容」について、「～データ消去作業の再委託は行わない。」とあります。 小型家電リサイクル法の認定を受けたスキームとして、データ消去をグループ会社へ委託する方法で認定を取得している場合は別途「再委託承諾願書」のようなものを提出することで承認を得られれば再委託可能でしょうか？ 一般的には「再委託は原則禁止する。別途、承認を得た場合は再委託を認める。」としている事例は多くあります。	仕様を変更し、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は再委託を行うことを認めることとします。 詳細は、変更後の仕様書をご確認ください。
3	仕様書	10 回収及び引き渡しの方法及び条件	(3)発注者は、受注者に対し、本案件の回収を行った事業者が別紙7に記載されている 事業者と相違ないか確認を行う。と記載がありますが、認定計画 別紙7の提出が必要との認識に相違はないでしょうか。	契約後、認定計画 別紙7の提出を必要とします。
4	仕様書	11 処分方法	「前橋市学習者用iPad（使用済GIGAスクール端末等）の売却仕様書」の「11処分方法」について、「（4）データ消去作業はADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。」とあります。この要件を「データ消去作業はADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を受けた事業者、又はこれと同等の第三者認証を受けた事業者で行うこと。」に変更可能でしょうか。これにより入札参加者が限定され、結果的に落札単価の低下に繋がる可能性があります。	ADECの消去プロセス認定は推奨とさせていただきます。 詳細は、変更後の仕様書をご確認ください。
5	仕様書	11 処分方法	仕様書に ADEC の消去プロセス認定について記載が有るにも関わらず認定を取っていない事業者が入札に参加する事例が散見されます。 故意ではないと主張されるかと思いますが、その様な事業者が居た場合の対応について見解をご教示ください。	ADECの消去プロセス認定は推奨とさせていただきます。 詳細は、変更後の仕様書をご確認ください。